

かりば

8 月

第178号



小学校運動会

— 6月4日 —

一般質問

- ◆ 令和4年度の人事異動
- ◆ 総額6,000万を超える有害鳥獣解体施設
- ◆ 上水道管整備
- ◆ 新元町団地入居者との裁判
- ◆ 大平センターパーク
- ◆ 行政改革と広域行政対策
- ◆ 住宅取得費補助について
- ◆ 社会福祉協議会の移送サービス料金について

主な内容

第2回村議会定例会

- 行政報告 2-4
- 審議した議案 4-5
- 一般質問 6-18

第1回村議会臨時会 18-19

第2回村議会臨時会 19

第3回村議会臨時会 20

定例会

令和4年第2回村議会定例会は6月8日招集され、会期を6月9日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告がありました。

その後、報告2件を受け、組合議会議員選挙1件、議案7件、意見案2件、閉会中の継続調査、議員派遣、を審議、いずれも原案のとおり可決し、会期を1日残し閉会しました。



▲ 行政報告する藤澤村長

令和3年度
各会計出納閉鎖状況

一般会計については、歳入決算額30億7,383万1,960円、歳出決算額29億7,929万4,555円で、差引き9,454万1,505円の決算剰余金が生じており、このうち繰越明許費繰越額の157万9,000円を除いた9,296万2,505円を財政調整基金に編入しました。

国民健康保険会計については、歳入決算額9,024万7,453円、歳出決算額8,780万9,078円で差引き243万8,375円の決算剰余金が生じ

藤澤 克 村長 行政報告

各会計別出納閉鎖状況	会 計		歳 入	歳 出	差	備 考	
	一 般 会 計		3,073,831,960	2,979,290,455	94,541,505	財政調整基金編入繰越明許費繰越額	92,962,505 1,579,000
	特別会計	国民健康保険	90,247,453	87,809,078	2,438,375	財政調整基金編入	2,438,375
		簡易水道	168,597,305	168,597,305	0		
		後期高齢者医療	26,242,122	26,242,122	0		
		合併処理浄化槽	77,998,608	77,998,608	0		
		計	363,085,488	360,647,113	2,438,375		
	合 計		3,436,917,448	3,339,937,568	96,979,880		

ており、全額国保財政調整基金に編入いたしました。

簡易水道会計につきましては、歳入・歳出とも同額の1億6,859万7,305円、後期高齢者医療会計についても、歳入・歳出とも同額の2,624万2,122円、合併処理浄化槽会計についても、歳入・歳出とも同額の7,799万8,608円の決算となっております。

以上で、令和3年度の各会計出納閉鎖状況についての報告とさせていただきます。

新型コロナウイルス 接種状況等

新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。5月31日現在の接種者数は、接種券発行数1,311に対し、1回目ワクチン接種者1,161人(88.6%)、2回目ワクチン接種者1,160人(88.5%)となっております。

3回目接種につきましては、5月31日現在で1,046人、2回目接種完了者の90.2%の接種が完了しているところであります。

また、5歳から11歳の小児

へのワクチン接種につきましては3月から接種を開始し、5月31日現在、26名が2回目接種を終えており、今後も順次接種を行ってまいります。

なお、4回目接種につきましては、60歳以上の方、及び18歳から59歳までの基礎疾患がある方を対象として6月中旬に接種券を送付、7月より接種開始することとして準備を進めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

交通事故死ゼロ 6,500日達成

平成16年8月14日に発生した交通事故死事故を契機に交通安全推進委員会また、交通安全協会など、関係機関による交通安全運動事業を継続的に取り組むとともに、村民1人1人が一丸となって、家庭、職場で積極的に取り組んできた、努力の賜物であります。

このことを受け、6月14日に北海道知事より、感謝状等の贈呈が行われる予定となっております。

今後も引き続き、交通ルールやマナーを守り、交通安全運動に積極的に取り組んでいただきますよう、啓発運動を

行つて参りたいと存じます。

島牧村とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書の締結

6月7日、ヤマト運輸株式会社との包括的連携を締結いたしました。

連携内容としては、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的としており、主に災害時における物資輸送、高齢者・障がい者支援、安全で安心な地域社会の実現、地域の活性化に関することとなっております、必要に応じ協議の上、内容や実施方法を取り決めることとしておりますのでご報告いたします。

建物明渡請求訴訟の 進捗状況

本年4月25日開催の第1回村議会臨時会において建物明渡に係る訴えの提起についてご承認をいただいた後、同月26日村の顧問弁護士である弁護士法人佐々木総合法律事務所と建物明渡等請求訴訟の提起に関する委任契約を締結し訴訟事務を開始しています。5月2日並びに同月20日に訴

状案の提示を受け、訴訟に要する各種資料等を収集・作成のうえ提出し、5月25日管轄である函館地方裁判所に訴状の提出を終え、現在第1回口頭弁論期日の通知を待っている状況にあります。

5月6日当該入居者側から、代理人弁護士を委任した旨通告があり、続いて同月18日には、代理人弁護士から協議による解決を申し入れる文書の送付がありましたが、明渡の意向が示されないものであることから、代理人弁護士に対しては、裁判所の判断に委ねる旨通知しています。

今後、訴訟の場に臨むこととなりますが、村公営住宅が、真に住宅に困窮する方々に利用していただけるものとなるよう明渡しを求めてまいります。

令和4年 小女子漁

主要魚種であります小女子漁は、令和元年、2年と好漁でありましたが一転、昨年、今年と不漁となっております。今年4月27日から水揚げが始まり、低調な水揚げのまま推移して漁期終了を迎えています。

ます。

漁獲量は前年比80%減の約9t、水揚げ金額は、前年比72%減の1,400万円程となり、稀にみる不漁となっております。今後のナマコ漁ウニ漁また、他の魚種の漁獲量の回復を期待しているところでございます。

ヒグマの出没状況等

今年に入つての、ヒグマ目撃情報につきましては、5月17日までで7件の情報が寄せられています。

詳細につきましては、4月29日、5月1日に永豊町（商工会奥の畑）、5月1日に栄浜（小田西川手前の山側）、5月4日に千走（冷水橋付近）、5月9日に原歌町（原歌神社付近）、5月19日に原歌町（田中宅裏山）、栄浜（藤谷宅裏山）、5月21日に原歌町（田中宅裏山）、5月26日元町（鷹島宅裏山）、原歌町（田中宅裏山）、6月4日栄浜での目撃情報が寄せられています。

次に、ヒグマ捕獲状況であります。技術者育成捕獲で、4月9日に栄浜で2頭、4月

15日、4月23日、5月1日、5月8日にそれぞれ泊山間部（宮内）で5頭の捕獲となっております。

また、5月10日には、有害駆除により、永豊、商工会奥の畑にて1頭捕獲しており、6月7日現在で、計8頭を捕獲しております。

山菜採り行方不明者の 発生状況

今年度は、現時点で月越地区において5件8名の行方不明事故が発生しております。1件目は5月22日旧農場内において小樽市在住の67歳男性1名、2件目は5月24日火曜日、第1シエルトー付近において岩見沢市在住の74歳男性及び札幌市在住の73歳男性、3件目は5月28日道道沿い黒松内町の林道付近において共和町在住の87歳男性及び余市町在住の83歳女性、4件目は5月29日、前日の現場から約1km北の場所です余市町在住の79歳女性、5件目は5月30日タケノコ園において恵庭市在住の80歳男性及び千歳市在住の71歳女性がそれぞれ行方不明となりましたが、いずれも無事に発見救助されております。

す。

また、6月2日には、賀老地区で通行止めの村道に進入し山菜採りに来ていた登別市・室蘭市在住の70代男性4名の乗車する車両が村道を逸脱し、道路下20mほどに転落横転する単独事故を起こしております。乗車されていた方々は一命を取り留めたものの、立ち木が無ければそのまま崖下に落下して、生命に関わる重大事故になるところでございました。

趣味・実益を兼ねての山菜採りでありましたが、遭難はもとより安全運転にも留意していただきたいところでございます。

ちなみに昨年は、栄浜地区で1件1名、月越地区で4件4名、賀老地区で2件3名、計7件8名の行方不明事故が発生しました。このうち賀老地区で行方不明になられた伊達市在住の78歳女性は、5日間にわたる捜索にもかかわらず、残念ながら現在もおお見えできておりません。

行方不明事故を防止するため、「山菜採りで遭難しないために」と書いたチラシを配布するとともに、5月7日以

降、平日・土日を問わず役場職員及び寿都警察署員が広報車・パトカーにより巡回しています。

また5月21日には、後志総合振興局、寿都警察署、寿都町役場、及び黒松内町役場と協同で山菜採り遭難防止啓発活動を月越地区のタケノコ園等において実施しました。

いずれにしても、行方不明者捜索については、警察消防職員はもとより、役場職員もかなりの負担が発生いたしましたので、行方不明事故発生防止のための啓発活動など継続するとともに、関係機関にも要望を続けてまいりたいと考えております。

寄附採納

1件目は、去る2月2日、小樽市在住の北川博章様より、字豊平93番1（持分2分の1）、及び2月18日、神奈川

県横浜市在住の横溝郁子様より同じく字豊平93番1（持分2分の1）、計339㎡の寄附採納願があり、3月14日付けで所有権移転登記が終了しましたのでご報告いたします。

2件目は、去る3月7日、青森県在住武田孝潤様より、村政に役立ててほしいと1万円の一一般寄附があり、またことをご報告します。なお、このご寄附は、今回提案の一一般会計補正予算に計上しています。

3件目は、去る4月6日、愛知県名古屋市在住の堀田百合子様より、字美川76番7、他10筆1万5、863㎡の寄附採納願があり、5月9日付けで所有権移転登記が終了しましたので報告いたします。

4件目は、去る6月3日、寿都生コン株式会社より、例年寄附を頂いておりますが、運動会の運営に役立てて欲しいとのことで、5万円の指定寄附がありましたことをご報告いたします。この寄附については、小学校運動会、中学校体育大会運営費として次期議会にて提案の一般会計補正予算に計上いたします。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

審議した議案

選挙

▼後志教育研修センター組合
議会議員の選挙
佐藤伴則議員を選出。

補正予算

▼4年度一般会計補正予算
(第2号)

歳入・歳出ともに1228万円を追加し、予算総額を27億3658万円とするもの。

歳入の主なもの

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 159万4千円追加
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 304万円追加
- ・財政調整基金繰入金 317万7千円追加
- ・公有物件建物災害共済金

142万9千円追加
歳入の主なもの

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業医療給付費 159万4千円追加
- ・中学校高圧受電設備修繕工事請負費 207万円追加

◎全員賛成で原案可決

条例改正

▼島牧村国民健康保険税条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、申請期限の特例を令和4年度分保険税に適用するため、条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部改正

産廃処理施設利用単価が高騰していることから、野菜残さの利用料金の変更を行うため、条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

報 告

▼3年度繰越明許費繰越計算書の報告

非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業306万8千円、Web・TAWN住民記録システム対応事業272万8千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業5万円、子育て世帯等臨時特別支援事業5万円、新型コロナウイルススワクチン接種体制確保事業157万8千円を翌年度に繰越して実施するもの。

▼ふるさと応援基金状況の報告

島牧村を応援しようと寄せられた3年度中の寄附は71件で総額133万1千円、事業への充当はなく、3年度末の基金残高は848万8千円。

そ の 他

▼北海道市町村総合事務組合規約の変更

上川中部福祉事務組合の加

入に伴い、規約の一部を変更。

◎全員賛成で原案可決

▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約の一部を変更。

◎全員賛成で原案可決

▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約の一部を変更。

◎全員賛成で原案可決

▼工事請負契約の締結

契約の目的
冷水橋架替工事
契約の金額
1億3750万円

契約の相手方

日本高圧コンクリート
株式会社PC事業部
札幌支社

◎全員賛成で原案可決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

◎決定

▼議員派遣

北海道町村議会議長会主催の議員研修会ほか参加。

◎決定

意見書

▼水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書

提出者
議会運営委員長 佐藤清司

◎全員賛成で原案可決

▼森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

提出者
議会運営委員長 佐藤清司

◎全員賛成で原案可決

大平センターパーク整備事業に関する調査特別委員会

3月定例会会期中の3月11日、現在トイレが使用できない等、整備が必要とされている「大平センターパーク」に関して、今後の整備事業をどの様に進めていくべきか調査するため、全議員の構成による調査特別委員会が設置されました。
同日、指名推薦により後藤諭委員長と佐藤清司副委員長が決定し、5月12日、6月8日に調査特別委員会が開催され継続調査中となっております。



大平センターパーク

Q 一般質問 A

第2回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は3名で、その全文を掲載しました。

佐藤 伴則 議員

- ◆ 令和4年度の人事異動
- ◆ 総額6,000万を超える有害鳥獣解体施設
- ◆ 上水道管整備
- ◆ 新元町団地入居者との裁判
- ◆ 大平センターパーク
- ◆ 行政改革と広域行政対策

藤田 和康 議員

- ◆ 住宅取得費補助について

坂下 初雄 議員

- ◆ 社会福祉協議会の移送サービス料金について

令和4年度の人事異動



佐藤 伴則 議員

問

本年度4月1日付け及び5月13日付けで施行された人事異動についてどのようなお考えと目的をもって行ったかお聞かせ願います。

藤澤 村長

本年度4月1日付及び5月13日付で施行された人事異動について、どのような考えと目的をもって行ったかとのことですが、人事異動いわゆる分掌異動を行う上で、より多くの課・係の業務経験をさせ

ることと適材適所への配置となるよう心掛けており、このたびの分掌異動にあたりまして、従前同様の考えに基づき実施しております。

本年度4月1日付で行った分掌異動につきましては、職員退職者2名に伴う昇任及び長期在職者などの配置替を行なったものであります。また、5月13日付で行った分掌異動につきましては、職員1名から6月3日を退職日とする退職願いが4月16日付で提出されたことにより、事務事業の執行が停滞することが生じないよう事務経験等を勘案のうえ実施したものでござい

佐藤伴則 議員

ます。
内容的には、そのような内容なんでしょうけれども、多くの経験をさせていただくというのは、若い職員の皆さんには必要ではないかなと思いますけれども、奉職以来10年以

上同じ場所で過ごしてる職員の方もいらっしゃるようですし、特に若い職員の皆様においては、今村長からのお話があったように、ある程度の経験を要するまでには、沢山の部署を経験していただき、それから適材適所という形で色々な事をスキルアッ

プしていただきたいという事を、お願い申し上げておきます。

今申し上げた通り、10年以上経過しているような職員もいるわけですから、計画的に進んでいると言えないと思います。

それと、個別の案件については、申し上げるべきではないと思いますけども、今回退職された福祉課長、前任が教育委員会の次長でありましたけども、この1年余りの内に教育委員会の職員としては、教育長以下4名の体制のうち、3名が新しくなれております。優秀な方が、新しく就かれていますから大丈夫だと思えますが、その辺少し偏っていると感じますし、対応が必要ではないかと思えます。

それと、人事は人を入れ替えるだけではなく、根本的に仕事の在り方と言いますか、例えば縦割り行政という事につきましても、限られた職員の人数ですので、考えていかなければならない時代が来ていると思いますが、その辺について、ご見解を伺いたしたいと思います。

藤澤 村長

まず一件目に、非常に長期間異動対象とならず同じ所管課にいる職員がいるやの指摘かと思いますが、これは、どうしてもそれ相応の理由があつての場面がいくつかあります。

とりわけ、そこに在職することによって資格等の問題、実務経験により、何の資格がなどそうなたった場合、その得た資格をもう少し活かしてもらわざるを得ないような部分もございます。当然、後任者を厳選しながら進めて行かなければならなく、それらのことを十分勘案しながら、進めているところでございます。

二点目の教育委員会の関係です。

二点目の教育委員会の関係ですが、結果的にはそのように見えるかもしれませんが、その課において様々な状況の変化等もあり、特に教育委員会職員については、若干長期化している職員もおりますけれども、なかなかそこが、改善できない状況が発生したことによって、そうなっている部分もございますので、十分ご

理解いただきたいと思います。

最後、人事のみならず、仕事の在り方を見直すべきではないか、その部分につきましては、従来から様々な新しい部分、取り分け、今の公務の事務レベルでの仕事というのは、DX化、デジタルトランスフォーメーション化が進んできております。これからはもっともっと進化し、その事によってかなり仕事の仕方の在り方、システム等も大きく進化していく大きな過渡期にあると私は考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

佐藤伴則 議員

よく分からないというのは私の理解が足りない部分があるかと思いますが、答弁をお聞きをし、様々な理由はあるんでしょけれども、計画的に特に若い方の異動というのが少ないのではないかと私は感じておりますので、また改めて機会を見てお聞かせ願いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総額6,000万を超える
有害鳥獣解体施設

佐藤伴則 議員

問

村財政の厳しい状況下で事業規模の縮減をもって建設を進めるべきではないかと私は考えておりますが、藤澤村長のご所見を改めて伺います。

また、議論を尽くしたと述べられておりますが、その根拠はどのようなのかお聞かせ願います。

藤澤 村長

有害鳥獣解体施設について、事業規模を縮減して進めるべきではないか、また議論を尽くした根拠はどの様なことかと二点のご質問かと思いますが、鳥獣解体施設の建設につきましては、近年ヒゲマ・エゾシカ等の捕獲量が増加しており、解体処理を個人の所有地で行っていることや、ヒゲマに関しては、検体採取が必

要となり解体に要する作業負担が大きくなっていることなどを改善するため、施設整備を行うものであり、先進事例などを参考に解体処理を行うために必要な施設・装置等を整備することに致しました。次に、議論を尽くしたとの見解の根拠でございますが、本事業につきましましては、平成24年から、約10年間に渡って建設場所や施設規模、内部設備などについて村議会と協議

を進めた結果、一定の理解は得られたと判断し、本年度予算にお諮りし、ご決定いただいたものと考えております。

本施設計画は、平成24年8月にご提案申し上げ、紆余曲折ありながらも、今年度建設予定となりました。村財政の厳しい状況ではありますが、補助金等を活用しながら施設建設を進め、解体作業の負担のみならず、有害鳥獣の処理数の更なる増加が図られ、農作物の被害減少に効果があると考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

佐藤伴則 議員

二点に分けて質問させていただきます、今村長の方からご答弁いただいたわけでありすけれども、後段の方の議論の件について、今、村長のご見解を頂きました。私、この一般質問を出してから、担当課の方に、議論の経過についてどのように進んで来たかという事を教えて欲しいと問い合わせをしました、残念ですが、その議論というものの経過は無いということで、その経過については頂いておりません。

確かに24年の8月に今村長がお話になったように、スタートがありましたけれども、議論をしたり、議論が無かったり、という形の中で紆余曲折があり、進んできたことは確かでありすけれども、ここ数年全く議論の上には乗ってないはずで。

そういった現状であるという事は、もし今村長24年の8月提案されてから、可能であれば、ここ近年どういった議論が議会の場でされてきたのか、お答えを願いたいと思います。

それと、前段の方の話で事業規模の縮減の話で、私述べているんですが、その件について、全く触れられていません。こういう考え方でこれを建設したいんだという事はお話になりましたけれども、3月に申し上げたように、建設に対して、私個人なのかもしれないけれども、この24年以降の議論のなかで、議会は誰も建設することには反対していない、これは3月にも述べた通りであります。事業規模の縮減をし、進めるべきではないか、維持管理費は受託者にしていただくべきではないか。

例えば細かい話を一つしますと、今回建設しようとしている施設にエアコン設備等が付いていると思います。こういったものについて、確か、必要では無いのではないかと24・25年当時議論があったと思います。私明確に覚えております。誰が言ったかも記憶しております。そういったものがまた復活しますよね。

これ議論を尽くされているのではなく、確かに古い段階で議論はしましたけれども、ここ数年全然そういったものがない。だから、見合わせるものを見合わせて、必要な部分きちんと建設をして使っている。その事によって、今村長が述べられたような、今後の需要に寄与していく、こういった部分についてはどうお考えなのかお聞かせ願います。

藤澤 村長

平行線辿る部分はあるかと思いますが、平成24年当初の頃は、いわゆる、独自化に向けて基本的な考え方で議論進めていたかと思えます。私の方からの提案、基本的には6次化、産業化していくんだという。なかなかそういう

た中で、事業規模等も大きくなっていく中で、その辺の議論が平成25年まで続けられていたところがございます。その後本村、熊問題で非常に出没が多発し、大変苦慮するような状況で、地域の熊に対する環境も大きく変化してきた時期とだんだん重なってくるんですが、いずれにしてもこういった施設は必要であるという考えの下で、平成30年6次化を目指すのではなく、解体施設という原則で進めて行きたいという事で、再度提案しながら、全員協議会等でお諮りしてきたところでございます。

その中で、設備規模や、具体的にどこに建設していくか、様々な議論を受けながら、令和3年産業建設常任委員会所管事務調査等におきましても現地等冷水地区の村有地にという事で、最終的な意見もいただいたところであり、令和4年第1回定例会に当初予算計上し、説明してきたところでございます。

その新年度の予算特別委員会の中でも説明しながら、皆さんの了解を議決された、私はそういうふうに判断して

いるところでございます。事業規模の部分というのは、最初からかなり縮小してきたというふうに私は見て、ただし、予算特別委員会の時にもご説明しておりますけれども、新たな施設をそこに求めていくために、付帯的に付けなければならぬ施設、今回の場合ですと水の関係、また、資材等の高騰が非常に懸念されるという事等も含めご説明してきたく所です。

結果として、かなり資材の高騰はあったのですが、それに更に追い打ちをかけるような世界的なロシアのウクライナ侵攻を伴って、建設資材等の値上がりというものも膨大な部分については何とか、それをある程度、建設単価が値上がりするだろうという事を、予測的に見た予算の中で何とか、今回は収まっているという事の報告は既に5月の全員協議会の折にもさせていたのだいたところでございますけれども、そういった、過去における紆余曲折様々あったにしても、実際にこの施設も入札を終え、落札も無事いたしましたので、何とか建設できる

というふうに安堵しているところでございます。

エアコン問題ですが、そういう個々の部分、やはり私は必要という判断をして予算計上をしているのが内容でございますので、そのところは、ご理解いただきたいと思えます。必要ないというご意見の方もいるかもしれませんが、でも、やはりこれは必要であるというご意見の方もいらっしゃると思うんです。

総体として、この施設を建設するべきだという考え方で進めていますので、よろしくお願いいたします。

佐藤伴則 議員

選ばれた村長が提案をされたことですから、それについては議会というか、ルールのなかでは、了解をいたすしかないんですけども、本年度、臨時的経費の査定での事業、小・中学校のパソコン更新、パソコン室パソコン購入事業、減額分として小・中学校のWi-Fi、こういった事業、減額されていますよね。減額して見直すことが出来たならば、可能ではないかなと思います。昨日、神恵内村の教育

分野でのDX推進、村長もご覧になったと思いますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金を使って、子ども達のそういった事業の形を作り、未来を育む子ども達に投資し、積極的に取り組まれるという事で、新聞載っております。

様々にやらなければならぬことがあるのは、私も承知いたしますが、少なくともこういった中身を見ますと、こういう場所で申し上げないと、今言ったような事業を見送ったり、予算規模を縮減させたりという事とどっちが大事なのかという事は村民の皆さんが判断をしてくれるんじゃないでしょうか、少なくとも現状として、私の周りでは建設に対して、反対をする人はさすがないと思います。しかし、その予算の規模の中身これについて疑問を呈している村民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、住民感覚というものをもうちょっとお聞きになっていただければありがたいという事で、この質問を終わります。

上水道管整備

佐藤伴則 議員

問

島牧村全線の上水道管の距離ごとの敷設工事からの経過年数と残る耐用年数及び現在の改修工事計画において、何年後を目途に改修がそれぞれの地区の耐用年数期間で完了するのか財源の裏付けと併せてお示しを頂きたいと思えます。

藤澤 村長

水道管の敷設工事からの経過年数と残る耐用年数及び現在の改修工事計画、何年後を目途に完了するのか、財源の裏付けと併せての質問ということかと思いますが、歌島地区につきましては昭和41年度、

第一・第二栄浜地区は昭和52年度に布設工事を施工しており、3地区の布設延長は3kmでございます。村内における水道管の布設総延長は約30.6kmでありました。

その後、皆さんご存知とは思いますが、昭和54年に水道管移設工事や延長工事の第1次拡張工事を実施し、平成2年に第2次拡張、これは導水管一部新設だったり、配水池増設等を実施して、村内の水道管の布設総延長は、令和3年度現在、昨年度現在で約36.6kmとなっております。

歌島地区から豊浜地区までは、平成2年から平成16年までに約5.2kmを更新しております。

す。永豊地区から原歌地区までは、平成2年から平成22年までに約4.7kmを更新しております。法定耐用年数は40年はまだ経過してございませうが、設置後古い箇所では、約55年が経過しております。

水道管の法定耐用年数は基本的に40年と定められておりますが、更新実績を踏まえた、実際の使用年数に基づく更新基準は、40年から60年と設定されております。20年余裕があるというふうにご理解願いたいと思えます。

次に、現在の改修工事計画でございますけれども、施設の高齢化が進んでおり、特に配水管の更新計画については、

島牧村簡易水道事業経営戦略に基づき、令和2年度から令和9年度までに、漏水事故が多発する元町地区・豊平地区の配水管、約5.5km、導水管約5.7kmの更新計画を立て、重点的に更新してまいります。

財源につきましては、国庫補助金40%、補助残につきまして、事業費財源これにつきましては、簡水債で50%、刃地債50%で計画を立て、毎年国へ要望書を提出しているところでございます。令和10年度以降も、計画的に維持管理に努めて参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

佐藤伴則 議員

私なりに、勉強させていただき数字的には大体差異の無いものと思います。

ただ村長、具体的に、何年後を目途に終わるのかという事については、全く触れていただいていないと思うんですけども、その辺お答えを頂きたいと思います。

それと、計画的にやっていかなければならないという事は分かりますけども、その一番の要因は私は、財源的な物

ではないかなと思っております。

今村長からお話がありました様に、60%の残りに対する起債を借りたとしても、その償還というものがありませんから、その資金繰りをしながらという事になると、早急にできないというのは分かるんですけども、その辺をやはり様々な面で考慮していかなければならぬ、これは分かります。

しかし、これだけ頻繁に漏水事故が発生しているわけですよ。

そうした時に、例えば、歌島から豊浜地区ですと約8km残っていますよね。それから永豊から元町原歌地区ですと25kmくらいまだやらなければならぬ区間というものが残っていると思うんですけども、それらに対して明確に地域の皆様にお示しをしていくべきではないかと思うんです。だから、厳しい財政の中という事は村長と何度も議論させていただいてますけども、その辺、他の事業もやらなければならぬわけですからここまでなんだという事を、住民の皆様に分かりやすく説明

していただくような機会があればありがたいと思うんですが、その辺も併せていかがですか。

藤澤 村長

まず最初の最終終了いつになるのか、具体的に何年度とははっきり明確に現段階では示されませんが、先程お話ししました通り、40年から60年が一つの耐用年数、ならば60年経過したらやはり更新されてなければならぬ大原則だと思います。

そういう事から行けば、あと20年以内には、いずれにしてもやらなければならぬ。多少その漏水が多発している場所、非常に安定している場所、この辺のデコボコあったとしても全体がしっかりと更新していかなければならないというふうに思っております。ちなみに、先程の私の答弁のなかで9年度までで、計画期間の水道経営戦略の9年度までに、令和2年度から令和9年度までにどれくらいやるっていうような計画になっているというお話しをしましたけども、それを単純に全体の管路から見れば大体58%ぐ

らいはそこまで終わると思います。残りまだ42%ほどですが、半分ぐらいまだ残っているような事になっています。

そして財源問題ですが、先程説明した通り交付金がございます。まず40%、残りの60%、基本的には簡水債と刃地債で対応していくという形になり、40%、30%でここ刃地債はご承知の通り8割交付税バックがありますけども、簡水債はその刃の交付税の還付分というのが非常にほとんど無いに等しい状況になってございます。

そうしますと、総事業費は全体的に実際に村が負担していかなければならないのは30%ぐらいは確実に見ていかなければならないようになっていきます。

そして、もう一つ落とし穴があります。

これはあくまでも本管の問題です。本管から各家庭に枝分かれてメーターに入っていく部分というのは、事業対象外なんです。これが、場所や距離や本数等によってかなり事業費にばらつきが生じてきて、ここが一番頭痛い部分です。

その辺を十分考慮しながら財源無くして事業を進めるという事は出来ないわけですから、非常に頭を悩ませながら計画を立てています。

言われる通りすぐできれば一番いいのですが、中々そうならないという実情を十分ご理解いただきたいと思います。このことが財源を確保する基本的な考え方で、私の考えというようにには思わないで頂きたいんです。

公営企業としての基本的な考え方というのは、受益者負担が原則で、これがなかなか私はいかなるものかと思うので、非常に苦労しながら進めているというのをご理解いただきたいと思います。

佐藤伴則 議員

なるべく早急な対応というものが要だということ、申し上げてきたつもりです。

今村長の方から、管だけでも導水管、配水管、給水管と様々あるんだろうと思いますし、担当部局の方では、それ以外の水道施設、機械等の更新、水道施設に雷が落ち、修繕をしており、こういった事も出てくるでしょう。



頭を悩ませるのは分かりやすく、今村長おっしゃられた通り、財源の問題に苦慮されるのも分かります。苦慮されるのも分かりますが、私は、村民の生活、インフラは一丁目一番地だと思いますので、何を差し置いてでも、計画的な進めが必要だと思いますので、改めてまた9月の議会でお伺いしたいと思います。

新元町団地入居者との裁判

佐藤伴則 議員

問

昨年末より各議員からも再三再四、一部の入居者の不当な占拠を毅然とした対応にて他の入居者様や近隣住民の不安解消するように申し入れがなされ、ようやく進展するようですが、入居時点で発生した事案がこれまで時間を要し訴訟問題にまで至った要因をどの様にお考えかお伺いします。

藤澤 村長

新元町団地の入居者との裁判についてでございますが、入居時点で発生した事案が、これまで時間を要し、訴訟問題にまで至った要因をどの様に考えているのかというご質問かと思いますが、当該入居者に対して訴訟に至った要因につきましては、令和3年11月18日に入居許可を発行して以降、当該入居者は許可なく模様替えを行い、また他の入居者に不安感を与えるなどしたため、これらの行いに対し注意等を行いました。これらをもとに明渡しを求めたとしても、過度な措置となり円滑な明渡しに至る可能性が

低い旨法的意見を得たことから、「正当な事由によらないで1カ月以上公営住宅を使用しない」という明らかな事由をもって、村は公営住宅条例第38条第1項第4号に基づき明渡請求を行うことと致しました。

当該入居者に対しましては、住宅困窮者として令和3年11月18日に入居許可を発行し、11月29日までの10日間以内に住民票の異動など諸手続きを終え、入居するよう促してまいりましたが、結果的には同団地で起居することなく、更に12月15日以降、長期不在となっていることは、住宅困窮者のため整備した団地を使用していただけという状況

になっており、甚だ遺憾に思うところであり、訴訟の結果、明渡しとなった後には、より住宅に困窮している方に使用していただきたいと考えているところであります。

佐藤伴則 議員

いま、11月18日許可を出してから、様々な問題、入居されていないという事も一つの問題であります。村の許可なく、勝手な改修行為が行われていたというのが、この早い段階ではなかったかなと思います。これによって、他の部屋に入居されている方等々かなり、いやな思い、不安等もありになって、皆さんの、私以外の議員の皆様

にも、お声が届いていたところだと思えます。

一点だけお伺いしたいと思います。入居以来様々な対応を担当課の方でされてきたと思うんですが、村長の方とお話なり、訪問なり対応されたことはございますでしょうか。

藤澤 村長

私、本人の所に直接行ったという事実はございません。

佐藤伴則 議員

現場、担当課の職員の皆さま大変ご苦労されていたようにお聞きしていましたし、拝見させていただきました。

以前村長とこの件について

大平センターパーク

佐藤 伴則 議員

問

大平センターパークの現状と今後の展望と対応についての
お考えを伺います。

藤澤 村長

大平センターパークの現状と今後についてのご質問であります。現状につきましては、大平橋撤去に伴う水管橋の撤去により、今後の給水方法等について検討を行い、令和2年4月より、新型コロナウイルス対策のため、さわやかトイレを閉鎖した際に発見した地下水槽の漏水補修に多額の費用を要すること等を踏まえ、大平川右岸に短期間で安価に設置できるコンテナトイレ設置事業を令和4年当初予算に提案したところでございます。

大変ご苦労されて、担当課長もご心労等もあったかと思えます。こういう事が、訴訟に対する弁護士費用等どこまで回収できるのか分かりませんけれども、今後は是非そのようにしていただければ、現場も苦労しないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤 伴則 議員

もう少し、積極的なご答弁を頂けるのかなと期待をしていますが、現状につきましては、大平橋撤去に伴う水管橋の撤去により、今後の給水方法等について検討を行い、令和2年4月より、新型コロナウイルス対策のため、さわやかトイレを閉鎖した際に発見した地下水槽の漏水補修に多額の費用を要すること等を踏まえ、大平川右岸に短期間で安価に設置できるコンテナトイレ設置事業を令和4年当初予算に提案したところでございます。

今後の展望につきましては、第1回定例会において、大平センターパーク整備事業に関する調査特別委員会が設置されましたので、事業執行を保留し、特別委員会の結果を基に検討してまいりますのでご理解願ひします。

もう少し、積極的なご答弁を頂けるのかなと期待をしていますが、現状につきましては、大平橋撤去に伴う水管橋の撤去により、今後の給水方法等について検討を行い、令和2年4月より、新型コロナウイルス対策のため、さわやかトイレを閉鎖した際に発見した地下水槽の漏水補修に多額の費用を要すること等を踏まえ、大平川右岸に短期間で安価に設置できるコンテナトイレ設置事業を令和4年当初予算に提案したところでございます。

確かに副村長の方から大平地区の方からの要望として、観光客の皆さまが野外にてトイレをしてしまう。という事を解消してあげたいんだというお話だったと思いますけれども、それはそれでいい事かと思えます。

藤澤 村長

先程来、お話ししました通り、まずは喫緊の問題、これにつきましては、調査特別委員会の結論を待ったうえで対応していくという考え方であります。

そして、質問者の言われている事、意見理解できないわけではありません。

確かに、大平センターパーク地域住民のためのことを思うのであれば、そのもの自体をどうするかを結論付ける今後の展望を示すべきだと思います。やはり、大平センターパークというものの考え方そのものを

余曲折しながら、現在に至っている部分というのは、どうしてもいがめられないのかなと思います。

ただ、そこに共通しているのは、地域、とりわけ豊浜地区の皆さんの生活環境をより良くするため、観光シーズン等良くするため、いわゆる、トイレ問題とか、駐車場の問題、国道ぶちに駐車されていた問題は、それを解除するための、定期的に駐車禁止の看板等を保安委員会から臨時交付してもらったりしましたけども、あれも駐車場を確保してくださいというようなものの、そのもとになっていったのは、いずれにしても旧国道から新国道トンネルができたことによつてあそこそういう土地が確保されたことで大平センターパークという形で、その辺の整備を進めてきた過去経緯というものがございます。

それこそ、質問者は他のことでも言われる、時代の在り様というものは、変わってもいいのではないかという物事の考え方進め方、そういった意味合いでは、今回、この大平センターパークに対するトイレの問題というのは、大きな

な一石を投じた形になったのではというふうに関心には思っております。

しかし、いずれにしましても、調査特別委員会の結論が出るまでは、静観したいと思っておりますのでご理解願います。

佐藤伴則 議員

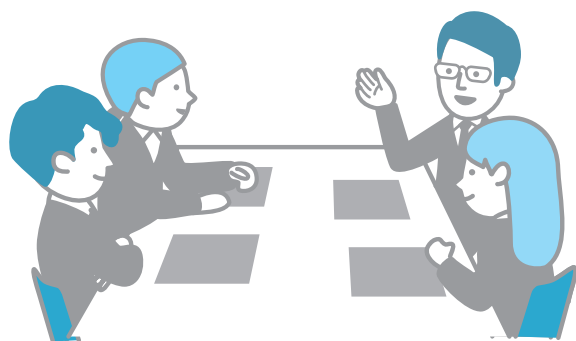
今、どういうふうに関心特別委員会の結論が出るか、それは、それぞれの議員さんのお考え等もお聞きになるんだろうと思っております。少なくとも、現在あるトイレは、もう複数年に渡って休止をしております。

確か2年間に渡つてたかと思えますけども、旧大平橋が無くなることによつて、観光に来られる方の利便性も更に落ち、実際海水浴をされるのは、この役場側から行くと、トンネルを渡つて駐車場ありますけども、川の向こう側です。

そういった現状になるというのは、複数年前から私は理解されていた事ではないかと思えます。

少しばかり対応も遅いと思いますし、もう少し全体というものを考えて、提案をして

いただきましたかと思えます。村長が執行権を有している3月の予算段階において、特別委員会の設置の方向が出るまで、自らの提案した結果については、執行していかないという約束をしたわけですから、それはそれで守つていただければならない事だと思えますけども、もう少し全体が納得できるような、村側が我々の結論を待たずに検討を頂ければありがたいという事を申し上げてこの質問を終わりたいと思えます。



行政改革と広域行政対策

佐藤伴則 議員

問

令和4年度村政執行方針にて行政改革として、令和5年度に向けた既存事業の見直し、投資事業の効率化の検討及び導入後6年を経過した地方公会計の統一的な基準の財務諸表の活用を推進すると述べられ、「広域行政対策として後志広域連合について効果的、効率的に活動できるように積極的に参加してまいります。」と述べられていますが進捗状況についてお伺いします。

藤澤 村長

行政改革と広域行政対策に係る進捗状況についてのご質問かと思いますが、始めに行政改革につきましては、執行方針でも申し述べましたが、財政運営には強い危機感を抱

いており、避けて通ることはできない問題と認識いたしております。

基金繰入のみに頼らないバランスの取れた予算計上となるよう、既存事業の見直しや投資事業に対する効率化を図る共に、地方公会計を活用し

た財務分析を検討していると
ころです。ございますが、進捗
状況といたしましては、年度
始めということもあり、なか
なかな思うように進んでいない
というのが実態となっております。

行政改革につきましては、
昨年度検討した見直し案を
ベースとして、令和5年度予
算に反映できるよう進めてま
いりたいと考えており、その
検討材料として財務諸表を活
用してまいりたいと考えてお
りますのでご理解いただけま
すようお願い申し上げます。

次に、広域行政対策につい
てであります。後志広域連
合においては、平成19年に滞
納整理事務が開始され、平成
21年には国民健康保険・介護
保険事務が開始され、また平
成28年には行政不服審査会が
開始されており、現在は第4
次後志広域連合広域計画に基
づいて事業を運営しているこ
ろでございます。

「滞納整理事務」につきま
しては、令和2年度の実績で
申し上げますと、負担金が約
100万円となっております。
それに対し、広域から収入
として入ってきました税金

額が約320万円、さらに
延滞金などを含めますと約
360万円、効果額は差引
260万円となっております。

後志広域連合に引き渡して
いる案件は、高額滞納案件や
長年に渡り村が抱えていた案
件であり、滞納繰越分の約
70%が広域連合からの収入で
あることを鑑みますと、費用
対効果は十分あると考えるこ
ろでございます。

次に、「国保事務」につい
てであります。国・道補
助金等の申請事務、予算編
成、保険給付、レセプト点検
などの専門性が必要とされる
業務や、平成27年度より策定
しております保健事業実施計
画（データヘルス計画）にお
いても、関係町村での担当者
会議開催など町村間の情報連
携による一体化が図られるこ
となど費用対効果が高まって
いるものと認識しております。
介護保険事務につきましても、
介護保険料の不均一賦課を、
平成27年度から保険料の統
一化が図られ、本村独自の算
定額と比較する低減化が図ら
れております。

また、地域密着型サービス
は、本来所在地町村の住民が

利用する目的で営業している
サービスとなるため、他町村
住民が利用する場合、利用制
限がかけられることがありま
すが、広域化により広域連合
内の住民であれば広域連合内
で運営している地域密着型
サービスの利用に関しては、
そのような制限が無く、サー
ビス利用することが可能とな
るなど介護保険の仕組みが複
雑化するなかでも広域連合に
参加することにより効率的な
介護保険運営が実現してきて
いると考えております。

更に、平成28年度から、広
域連合の特性を活かし、効率
的な行政を推進するため「行
政不服審査会業務」を開始す
るなど、今や後志広域連合は、
広域行政推進のためには欠か
すことのできないものとなっ
ており、更なる広域化業務の
調査・研究を行いながら参画
の意義を十分に活用してまい
りたいと存じます。

佐藤伴則 議員

今、ご答弁いただいたいて、広
域行政対策の方からお話をさ
せていただきますと、広域連
合に効果的効率的に活動でき
るように、積極的に参加して

まいるという、その積極的
という意味がよく分かりませ
んでした。

どのような形で、積極的に
参加していこうとしているの
かというのがちよつと分から
なかったんです。

確か、私の記憶では13項目
ほど広域連合で行おうとして
いる事業が発足当時からあつ
たと思いますけども、ほとん
ど進展をしていない。

確かに介護、または国保税
の滞納こういったものを含
め、今新たに平成28年度から
事業一つやつていているよう
でございますけども、それ以上
もつとメリットのあるような
提案を是非村長の方からして
、もつともつと発足当初の目
的が達せられるよう努力して
いただきたいというふうに思
います。

それと、広域行政というこ
とで、私はもう一点、やはり
近隣町村、例えば一部事務組
合、消防、ゴミ、し尿、こ
ういったものを近隣町村と組
んで、連携しながらやってい
くものもありますが、こうい
った事も今後更に、医療です
とか、福祉ですとか、教育。
こういったものも、積極的

に取り組んでいかなければ
ならないかと考えております。

広域連合は広域連合をとし
て、当時様々に道からの権限
移譲によって、受け皿として
必要な部分という形で発足を
したと思いますけども、なか
なか、多くの町村が一つにま
とまって何かをしていくとい
うのは、現実的には難しい所
もあります。

しかし、近隣の町村であ
れば、様々な取り組みという事
も可能ではないかと思ってお
りますので、そちらの方の積
極的な参画と言うか、そう
いった事に関するお考え、ま
た、今申し上げたような医
療、福祉、教育そういった分
野、その他も含め近隣町村と
の連携というものをどう図つ
ていくのかということにつ
いて、まず一点をお伺いします。

それと、行政改革につ
いて、以前ご質問させていた
だいた部分として、年に一
回、12月初頭に、行政改革推
進本部会議なるものがなされ
ておりますけども、先程のお
話ですと、昨年度の検討の中
身を活かしていきたいという
事でですけども、まず教えて

ただきたいのは、具体的にどういった中身なのかお知らせいただきたいのと、行政改革というのは、会議をやってもしょうがない。

日々のそれぞれの職員の皆様、運営をしている中で、どうやったらより効率的に動けるかという事を注視しながら、やっていかなければならないのではないのかという事で、確か村長も同様に考えているとおっしゃってたと思います。

年度初めだったという事が先程お話にあったと思いますけども、私はそういう感覚では行政改革なんて無理だと思います。

単に形だけやっているのではなく、職員体制、冒頭に話をさせていただきましたけども、その辺も含めた時に、在り方というものをもう一回見つめ直す時期に来ているのではないかと思いますけども、併せてお伺いします。

藤澤 村長

まず広域行政の関係で具体的に広域連合なども、もっと積極的に具体的にやっていくべきだと、最初の広域行政で

進めるべく目標化した事業の実施率というのは落ちているのではないかと、また、新たなものというのは見出せられないのかというような、そういった部分がまず一点あったかと思っています。

これについては、長年ずっと検討してきたなかで、現実問題として、この項目は無理だという事で、広域連合計画から外していつているもの等はございますのでご理解いただきたいと思っています。

問題は、うちの村が積極的に広域連合とどう関わっていくのか、参画していくのか、当然意見を述べるという事のみならず、十分に広域連合を活用していくというのがまず大事だと考えております。

先程、滞納等の関係を出来たことによつて、うちの村として思い切つてそちらの方にどんなん任せるような形で進めてきて、成果を上げているところでもございます。

また、当然のことながら、人員派遣、職員の派遣についても、行っているという部分もご理解いただきたい。

それと行政改革の問題ですが、具体的な中身が推進本部

会議等で行った時どうなんだろうという部分、これについては、当然お知らせしてませんので、昨年の結果というのは見えてこないかと思っています。

それらのできる部分からほとんど手を着けていこうという部分では、新年度予算編成に向けて共通認識を持ち合いながら進めているという状況にありますので、この時期に会議を持つというのも、その辺に大きな意味合いを見出ししておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

それと、先程の広域行政、行政改革の場合によつては関連するのかと思うんですけども、近隣自治体との連携体制と言いますか、そういう部分というのはこれから大いに進めるべきだ、そういう時代だという認識のもとでどうなのかということ、取り分け医療、福祉、教育等という方針かなと思いますが、実際に私もこういう方向に持つて行きたいということで、提案しながらなかなかコロナ禍のなかでできていない医療問題が大きくございます。

但し、短期的な医療連携は、実際には、隣の例えば診療

所さん等々と進めたりしております。

そういった中から、最終的により大きな形で繋がっていくべきかと思っています。

福祉の問題については、広域連合自治体であれば、黒松内町さんとは同じ広域連合自治体間にありますので、様々な施設等の活用などもより進んでるのかと認識しているところであり、教育面ではかなり昔から、三町村による様々な協議会等も設置されながら進めているところです。

福祉関係、様々な福祉がございまして、寿都さんも含めて、三町村で立ち上げている様々な組織体等もまた、三町村で負担し合いながら進めている事業等もございまして、ことをご理解いただきたいと思っています。

佐藤伴則 議員

聞き取れず、後でお伺いさせていただきます部分もありますが、具体性があまりないように感じました。

昨年度の検討の中身についてお知らせいただきたいという形でお願いをしても、予算等にそういった対応をしてい

るとか、また、広域行政のなかで、私は決して広域連合がマイナスに寄与しているとは思っておりません。

先程申し上げました通り、もっと積極的に中身の見直し等図られているところもあるんじゃないかと、どうあるべきかという事について、積極的に対応していただきたいと思っています。

そして、様々な事で、村長も口に出しております財政の問題。

もう死語になったかと思いますが、小泉総理の時代だったかなと思いますが、行政改革なくして財政改革なしという事が言われております。

検討検討ばかりではなく、具体的にアクションそして結果をお示しいただける時期が早々に来ることをご期待申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。



住宅取得費補助について



藤田 和康 議員

問

移住定住の促進、空き家対策の一環として新築住宅及び中古住宅の購入者に費用の一部を補助する制度を設けるべきと思いますが、村長の考えを伺います。

藤澤 村長

移住定住の促進と空き家対策としての、住宅購入費用の補助制度を導入するべきとのお質問ですが、ご承知のとおり住宅は住民が安定した豊かな生活を営むための基礎となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素であります。

また、増加する空き家は、地域の良好な景観の保全のため、適切な管理が必要であり、廃屋に対する解体補助を実施しているところでございます。なお、新規就業者支援条例により、新規就業者・Ｕターン等就業者・産業就業者に対し、住宅の新築等における取得費の２分の１について

藤田 議員

１００万円を上限として支援しておりますが、この条例の対象とならない方もおりますことから、他の自治体を参考としながら新たな支援制度の創設について検討してまいりますので、ご理解願います。

新規就業者の条例との兼ね合いもありますけれども、

そっちで１００万円出るのだったら、こっちの住宅費の補助について仮に２００万円だとすれば、その差額を補助するとか、そういう調整が必要だと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

それと、近隣自治体のほとんどで類似の補助制度があります。これから住宅の購入に

ついて検討している方の背中を少しでも押せるような制度が必要だと思えます。

また恒久的な、ずっと補助するという制度ではなくても、５年・１０年の期間限定の制度施行も考えられますのでその辺検討したいと思えます。また、ニーズが無ければ支出も伴いません。

長い目で見ますと地域の活性化、固定資産税、交付税等の増額にも繋がり、潜在者の誘引にもなり、定住促進、空き家対策、人口減少対策等で有効と思われるのでぜひ実施したいと思えます。

藤澤 村長

只今、何点かご指摘ありまして、取り分け既存条例等

で差額等が生じた場合、また、近隣自治体、事前に調査させていただきましたけれども、実施しているところが多いようですので、質問者言われましたような、仮に例えば２００万とか、そういうような金額というのは近隣住宅でも多いように見受けさせていただきます。

その辺も十分検討させていただきますながら、新たな制度にして立ち上げていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願います。

藤田 議員

是非、前向きに実施検討いただきたいと思います。よろしく願います。



社会福祉協議会の移送サービス料金について



坂下 初雄 議員

問

12月定例会で質問しました、社会福祉協議会の移送サービス料金についてですが、島牧村地域公共交通活性化協議会において検討するとの答弁でしたが、その後の進捗状況をお知らせください。

藤澤 村長

移送サービスの料金につきまして、令和3年第4回定例会において、路線バスより料金が高いことから、見直すべきとの質問をいただいておりますことから、これまでの経過を含めての進捗状況についてでございますが、ご質問

の社会福祉協議会が行う移送サービスは、島牧村介護予防・自立支援条例制定に伴い、平成12年4月より有償運送事業を開始し、当時の利用料金は、村内240円、村外1km当たり25円で開始されました。その後、道路交通法が平成18年に改正されまして、これまでの許可制から登録制に変更となり、北海道運輸局より地域

公共交通会議を設置し、運送者登録を行うよう指導があったことから、平成31年3月に地域公共交通会議を開催し、現行法に基づいて市町村有償運送事業に移行いたしました。また、現在の料金体系は、令和2年3月に村内500円、村外1km当たり60円に改正されたところであります。

なお、料金改定にあたっては、国土交通省自動車局より通知された「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取り扱いについて」により示されている、地域における一般乗用旅客自動車運送事業いわゆるタクシーに係る運賃の2分の1を目安とするとの考え方を基にしておりますが、地域事情等を鑑み、ハ

イヤー料金との比較で料金の2割程度、バス料金との比較では、1.4倍から1.7倍であり、国交省の通知より低額に設定されていることから、令和4年1月25日に開催されました地域公共交通活性化協議会において、民業を圧迫しているのではとの意見が出されております。

これを受け、利用者が交通手段を選択できる環境を構築することを目的に、住民の方へのハイヤーチケットの配布等について検討を進めているところでございますのでご理解をお願いします。

坂下 議員

地域交通協会との絡みもあり大変だと思いますが、介護認

定者の保護、村として深く考えていただきたいと思います。例えば、村の持ち出しもあると思いますが、介護2以上の方、あるいは非課税の方に、タクシーを利用する方、あるいは、社協輸送サービスを利用する方について、割引券を発行するとか、色々そういう方策があると思います。

例えば、足の悪い方が非常に多いという事で、村長もご存じかと思いますが、近くの選挙投票所にも行けないという人が現在も相当いるわけですね。

それによく考えて、弱者を助けるということが、村が成す仕事だと思っております。議員として、住民の代表として、住民から我々に対する

要望や、お願いということに、我々が努力するということが、我々の努めだと思っております。その辺を慎重に論議していただきたいと思います。今の答弁でございますと、役所の関係の話ばかりして、住民の方に伝わらないという村長の答弁だと思うんです。是非、この件真剣に考えて、弱者救済のために努力していただきたいと思います。

藤澤 村長

質問者のおっしゃりたいことは、弱者に対する在り方や、そういう方を含める村民への分かりやすい納得理解しやすい説明等あってもいいのではないかとというご指摘かと思っております。

現実問題、様々な法律等に基づく規制というのが多々あるのも事実でございます。

そういった中で非常に私もやるせない部分あるのですが、ただ、ここ数年様々な部分の規制緩和がどんどん進んでいるのも事実です。

この公共交通問題については、こういう本村のような本当に地域として困っている大きな課題として、全国各地に散在しているという事で、そういう報告もあります。

十分その辺も見合わせながら、より住民にとってプラスになるような方向、また、ご提案された様々な割引券とかそういうようなことも含めて、再度検討してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

坂下 議員

要望としては、とにかく検討だけでなく、やはり身になる活動をしていただきたいと思っています。

村としてそういう弱者を助けるという事は、交付金の重要な部分でございますからね、一つこの件よろしく願いたいと思います。

4/25

臨時会

1
2022年

令和4年第1回村議会臨時会は、4月25日招集され、「訴えの提起について」など、議案5件を審議、原案どおり可決し、同日閉会しました。

審議した

議案

専決処分

▼専決処分の承認(3年度一般会計補正予算(第8号))

歳入・歳出ともに719万9千円を減額し、予算総額を30億7083万8千円

とする。

歳入の主なもの

- ・個人村民税 911万8千円追加
- ・固定資産税 384万円減額
- ・村たばこ税 118万9千円追加
- ・自動車重量譲与税 160万8千円追加
- ・地方消費税交付金 518万5千円追加
- ・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 165万9千円追加
- ・普通交付税 4333万6千円追加
- ・特別交付税 2767万1千円追加
- ・障害者自立支援給付費等国庫負担金 222万4千円減額
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金 664万9千円減額
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 392万1千円減額
- ・発熱外来診療体制確保支援補助金 201万7千円追加
- ・衆議院議員総選挙等委託金 138万6千円減額
- ・財政調整基金繰入金 1億1094万1千円減額
- ・減債基金繰入金 1000万円減額
- ・職員住宅建設基金繰入金 100万円減額
- ・情報通信基盤施設営繕基金繰入金 400万円減額
- ・地域振興基金繰入金 500万円減額
- ・地域福祉基金繰入金 300万円減額
- ・学校施設建設整備基金繰入金 100万円減額
- ・過年度収入 158万5千円追加
- ・後期高齢者医療広域連合受託事業収入 225万9千円追加
- ・IP告知システム更改整備事業 970万円減額
- ・千走第3頭首工整備事業 1000万円減額
- ・大平橋橋梁撤去事業 170万円減額
- ・元町団地建替整備事業 170万円減額
- ・元町団地除却事業 150万円減額
- ・バス交通確保補助金 182万5千円減額
- ・IP告知システム更改委託料 930万3千円減額
- ・IP告知システム保守業務委託料 192万2千円減額
- ・投票所等環境整備事業備品購入費 179万8千円減額
- ・社会福祉協議会運営費助成金 190万6千円減額
- ・介護・訓練等給付費 114万2千円減額
- ・養護老人ホーム施設措置費 885万9千円減額
- ・子ども医療給付費 130万1千円減額
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 392万1千円減額
- ・発熱外来診療体制確保支援補助金 201万7千円追加
- ・衆議院議員総選挙等委託金 138万6千円減額
- ・財政調整基金繰入金 1億1094万1千円減額
- ・減債基金繰入金 1000万円減額
- ・職員住宅建設基金繰入金 100万円減額
- ・情報通信基盤施設営繕基金繰入金 400万円減額
- ・地域振興基金繰入金 500万円減額
- ・地域福祉基金繰入金 300万円減額
- ・学校施設建設整備基金繰入金 100万円減額
- ・過年度収入 158万5千円追加
- ・後期高齢者医療広域連合受託事業収入 225万9千円追加

歳出の主なもの

- ・IP告知システム更改整備事業 970万円減額
- ・千走第3頭首工整備事業 1000万円減額
- ・大平橋橋梁撤去事業 170万円減額
- ・元町団地建替整備事業 170万円減額
- ・元町団地除却事業 150万円減額
- ・バス交通確保補助金 182万5千円減額
- ・IP告知システム更改委託料 930万3千円減額
- ・IP告知システム保守業務委託料 192万2千円減額
- ・投票所等環境整備事業備品購入費 179万8千円減額
- ・社会福祉協議会運営費助成金 190万6千円減額
- ・介護・訓練等給付費 114万2千円減額
- ・養護老人ホーム施設措置費 885万9千円減額
- ・子ども医療給付費 130万1千円減額
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 392万1千円減額
- ・発熱外来診療体制確保支援補助金 201万7千円追加
- ・衆議院議員総選挙等委託金 138万6千円減額
- ・財政調整基金繰入金 1億1094万1千円減額
- ・減債基金繰入金 1000万円減額
- ・職員住宅建設基金繰入金 100万円減額
- ・情報通信基盤施設営繕基金繰入金 400万円減額
- ・地域振興基金繰入金 500万円減額
- ・地域福祉基金繰入金 300万円減額
- ・学校施設建設整備基金繰入金 100万円減額
- ・過年度収入 158万5千円追加
- ・後期高齢者医療広域連合受託事業収入 225万9千円追加

・接種体制確保事業パート
会計年度任用職員報酬

245万8千円減額

・新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業消耗品費

153万1千円減額

・新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保等業務委託料

166万9千円減額

・新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業負担金

100万円減額

・診療所施設光熱水費

100万円減額

・診療所医薬品等材料費

670万円減額

・診療所代診医療委託料

140万円減額

・簡易水道事業特別会計操出金

171万円減額

・水産振興地域産業活性化支援補助金

160万9千円減額

・さけます養殖事業光熱水費

173万6千円減額

・商工振興地域産業活性化支援補助金

124万5千円減額
139万4千円減額

・村道等除排雪業務委託料

267万2千円減額

・元町団地除却工事請負費

300万円減額

・起債償還金（利子）

128万円減額

▼専決処分の承認（3年度簡
易水道事業特別会計補正予
算（第6号））

歳入・歳出ともに694万
円を減額し、予算総額を

1億6947万5千円とする
もの。

歳入の主なもの

・一般会計繰入金

171万円減額

・簡易水道事業債

280万円減額

・簡易水道事業辺地対策事業債

290万円減額

歳入の主なもの

・江ノ島トンネル配水管敷設
替新設改良工事請負費

526万2千円減額

▼専決処分の承認（3年度合
併処理浄化槽事業特別会計
補正予算（第3号））

歳入・歳出ともに

474万8千円を減額し、予
算総額を7886万1千円と
するもの。

歳入の主なもの

・合併処理浄化槽事業辺地対
策事業債

360万円減額

・合併処理浄化槽設置工事請
負費

461万6千円減額

◎全員賛成で承認

そ
の
他

▼訴えの提起について

公営住宅入居者に対し、村
が明渡請求を行ったが、応じ
ないため、建物明渡請求の訴
え及び明渡完了までの賃料相
当損害金の請求を弁護士に委
託し訴訟を行うことを提起す
るもの。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼4年度一般会計補正予算
（第1号）

歳入・歳出ともに130万
円を追加し、予算総額を

27億2430万円とする。

歳入の主なもの

・財政調整基金繰入金

130万円追加

歳入の主なもの

・公営住宅明渡請求訴訟業務
委託料

130万円追加

5
12

臨時会

2
2022年

令和4年第2回村議会臨時会は、5月12日招集され、「島牧村税条例等の一部改正について」など、議案2件を審議、原案どおり可決し、同日閉会しました。

審議した
議案

条例改正

▼島牧村税条例等の一部改正
地方税法等の一部改正によ
り本条例の一部を改正。

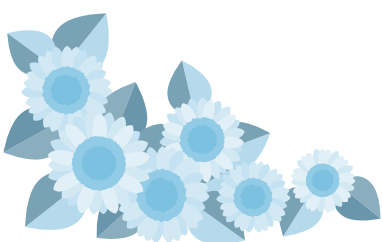
◎全員賛成で原案可決

そ
の
他

▼辺地に係る公共的施設の総
合整備計画の変更

永豊・元町辺地の公共的施
設総合整備を図るため、本計
画の一部を変更について道と
の協議が終了したため提案。

◎全員賛成で原案可決



7
/
21

臨時会

3
2022年

令和4年第3回村議会臨時会は、7月21日招集され、村長の行政報告のあと、「島牧村一般会計補正予算（第3号）」など、報告1件、議案1件を審議、原案どおり可決し、同日閉会しました。

藤澤 克 村長

行政報告

建物明渡請求訴訟の進捗状況

建物明渡等請求訴訟につきましては、去る5月25日原告訴訟代理人弁護士より、函館地方裁判所に訴状の提出を終えた後、去る7月12日被告訴訟代理人弁護士から、裁判所に答弁書が提出されました。

答弁書の内容につきましては、第一に原告の請求をいずれも棄却すること、第二に訴訟費用は原告の負担とすることを求めるものであります。

去る7月19日裁判官のもと原告・被告訴訟代理人弁護士が出頭し、ウェブ会議システムを用いて、第1回期日が開かれました。期日当日原告か

審議した議案

らの訴状並びに証拠文書、被告からの答弁書の提出が確認された後、被告訴訟代理人から訴状に対して、具体的な反論の準備書面を提出する予定であることが述べられました。

裁判所からは、被告からの反論及びこれに対する当方からの再反論を受けた段階で次回期日を設けることとなり、準備書面について被告の提出期限を8月30日、当方原告の提出期限を9月30日とされました。

また、裁判所から、次回期日において、双方の主張反論が出た段階で、和解の余地がないか和解協議を行う進行が述べられたうえ、次回期日を、去る10月11日午前11時30分と指定され、次回においても、ウェブ会議システムを利用して出頭する運びとなりました。

今後訴訟の場においては、村公営住宅が真に住宅に困窮する方々が利用していただけるものとなるよう明渡を求めてまいります。

補正予算

▼4年度一般会計補正予算（第3号）

歳入・歳出ともに868万9千円を追加し、予算総額を27億4526万9千円とする。

歳入の主なもの

- ・障がい者医療費国庫負担金 151万5千円追加
- ・消防組合負担金返還金 447万5千円追加

歳出の主なもの

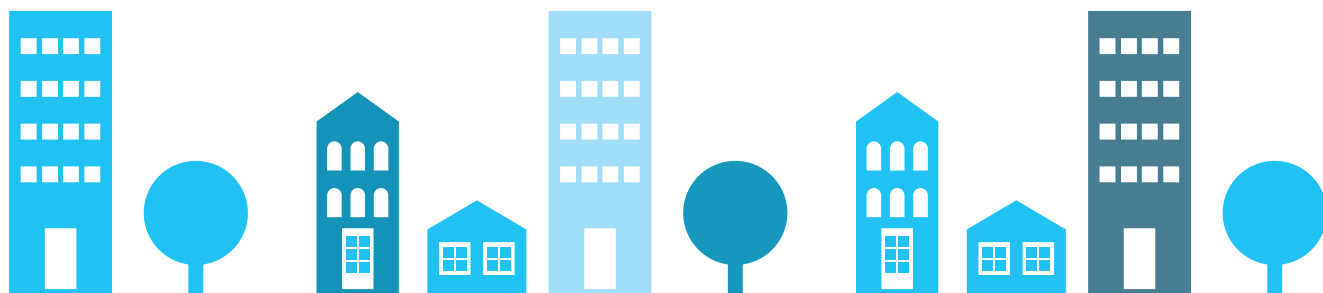
- ・確定申告支援システム機器購入費 105万2千円追加
- ・自立支援医療費 303万円追加

◎賛成多数で原案可決

専決処分

▼専決処分の報告

庁舎敷地内駐車場付近における接触事故に対する損害賠償額の決定、損害賠償額7万8303円。



住民の思い、議会の意思を意見書として

意見書を提出

本村議会では、次の意見書を可決し、地方自治法の規定に基づき関係機関へ提出しました。



●水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書

コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で生産者は大変苦しいなかで、国民の食料を支えているという思いで農作業に励んでいます。

昨年から食料価格が上昇し、さらにロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、わが国でも食料価格の高騰は低所得者、ひとり親家族、年金生活者などの生活を直撃しています。

また肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い打ちをかける円安で、生産資材の高騰と不足に生産者は直面しています。

国がすすめる水田活用の直接支払交付金の見直しで、交付金対象から除外される水田が多く出ることが危惧されています。多くの国民のみなさんが輸入に依存した食に不安を抱えています。

いま必要なことは、生産者を励まして生産を増やし食料自給率を引き上げることと考えます。

よって次の対策を強く求めます。

1. 水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。
2. 肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。
3. 食料自給率を確実に引き上げる価格保障・所得補償を行い、生産者を励ますこと。
4. ミニマムアクセス米など農産物の輸入を減らす外交協議を行うこと。

●森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本村と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本村をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 森林の多目的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3月

- 15日 中学校卒業式（中田議長）
例月出納検査
- 19日 小学校卒業式（中田議長）

4月

- 6日 小学校入学式（中田議長）
- 7日 中学校入学式（中田議長）
- 14日 志公会と語る夕べ（東京都 中田議長）
- 15日 例月出納検査
- 18日 全員協議会
- 25日 第1回村議会臨時会

5月

- 10日 例月出納検査
- 12日 第2回村議会臨時会
全員協議会
大平センターパーク整備事業に関する調査特別委員会
- 23日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会（小樽市 中田議長）
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会総会（小樽市 中田議長）
- 31日 議会運営委員会

6月

- 4日 小学校運動会（中田議長）
- 8日 第2回村議会定例会
大平センターパーク整備事業に関する調査特別委員会
- 10日 例月出納検査
- 14日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会（札幌市 中田議長）
北海道町村議会議長会定期総会（札幌市 中田議長）
- 17日 中村裕之君を励ます会 政経セミナー（小樽市 中田議長）
- 24日 南部後志衛生施設組合議会（寿都町 藤田議員）
- 27日 南部後志町村議会正副議長会総会（中田議長 後藤副議長）

後編 集記

■議会広報「かりば178号」をお届けします。
本号では、第2回定例会の審議内容、一般質問の内容を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。



▲ — 6月8日 — 小学校6年生が定例議会を傍聴に来てくれました。